府　令

○内閣府令第五十八号

消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）及び消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）を実施するため、消費者庁組織規則を次のように定める。

平成二十一年九月一日

内閣総理大臣　麻生　太郎

消費者庁組織規則

目次

第一章　内部部局（第一条―第四条）
第二章　消費者庁顧問及び消費者庁参与（第五条・第六条）
附則

第一章　内部部局

（企画官及び企画調整官）

第一条　政策調整課に、企画官三人及び企画調整官一人を置く。

2　企画官は、命を受けて、政策調整課の所掌事務のうち特定事項の調査、企画及び立案を行う。

3　企画調整官は、命を受けて、政策調整課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を処理する。

（個人情報保護推進室及び企画官）

第二条　企画課に、個人情報保護推進室及び企画官二人を置く。

2　個人情報保護推進室は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第七条第一項に規定する個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進に関する事務をつかさどる。

3　個人情報保護推進室に、室長を置く。

4　企画官は、命を受けて、企画課の所掌事務のうち特定事項の調査、企画及び立案を行う。

（地方協力室及び広報室並びに首席情報分析官及び訟務対策官）

第三条　消費者情報課に、地方協力室及び広報室並びに首席情報分析官一人及び訟務対策官一人（検察官をもって充てるものとする。）を置く。

2　地方協力室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第三章の規定による消費者安全の確保に関すること。

二　独立行政法人国民生活センターの組織及び運営一般に関すること。

三　独立行政法人評価委員会国民生活センター分科会の庶務に関すること。

3　地方協力室に、室長を置く。

4　広報室は、消費者庁の所掌事務に関して行う広報に関する事務をつかさどる。

5　広報室に、室長を置く。

6　首席情報分析官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。

一　消費者安全法第四章及び第十五条の規定による消費者安全の確保に関すること。

二　消費者庁の所掌事務に関する情報の分析及び統計に関すること。

三　消費生活の動向に関する総合的な調査に関すること。

7　訟務対策官は、命を受けて、消費者庁の所掌事務に関する不服申立て及び訴訟に関する事務を処理する。

（首席景品・表示調査官）

第四条　表示対策課に、首席景品・表示調査官一人を置く。

2　首席景品・表示調査官は、命を受けて、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第二条第三項又は第四項に規定する景品類又は表示の適正化による商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保に関する事務のうち措置命令に関する事務を行う。

第二章　消費者庁顧問及び消費者庁参与

（消費者庁顧問）

第五条　消費者庁に、消費者庁顧問を置くことができる。

2　消費者庁顧問は、消費者庁の所掌事務のうち重要な施策に参画する。

3　消費者庁顧問は、非常勤とする。

（消費者庁参与）

第六条　消費者庁に、消費者庁参与を置くことができる。

2　消費者庁参与は、消費者庁の所掌事務のうち重要な事項に参与する。

3　消費者庁参与は、非常勤とする。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第五十九号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項及び第三項、第五条第一項並びに第六条第一項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十六年政令第八号）第二条第一項の規定に基づき、内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十一年九月一日

内閣総理大臣　麻生　太郎

内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

（趣旨）

第一条　民間事業者等が、内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る保存等を、電磁的記録を使用して行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めのある場合を除くほか、この府令の定めるところによる。

（定義）

第二条　この府令において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（法第三条第一項の主務省令で定める保存）

第三条　法第三条第一項の主務省令で定める保存は、別表第一の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存とする。

（電磁的記録による保存）

第四条　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、別表第一の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法

二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2　民間事業者等が、前項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成することができなければならない。

（法第四条第一項の主務省令で定める作成）

第五条　法第四条第一項の主務省令で定める作成は、別表第二の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成とする。